

飼料用米は 正しく 出荷しましょう！

不適正な出荷をした場合、
交付金が支払われません！

こんな行為は違反です！

- 飼料用米として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて、新規需要米の飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増して出荷

もし、不適正な出荷が行われたら

不適正な出荷等が確認された場合には、

- その名称及び違反事例を公表
- 当年産の水田活用の直接支払交付金やゲタ、ナラシ等の**全ての交付金を返還**
- 当該取組の**認定を取り消す**とともに、**一定期間**、新規需要米や加工用米等の**取組を認めない**

などの措置が講じられます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続きを他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

国は飼料用米の出荷状況を確認します！

- 飼料用米の**農産物検査**の場で、飼料用米の出荷状況を確認することがあります
- 検査後に、倉庫や畜産農家に**保管されている飼料用米の状況を確認**することがあります
- 畜産農家等の需要者に**きちんと飼料用米が納入されているか確認**することがあります

不適正な出荷の情報があれば教えてください！

- 農業者や集荷業者等、関係機関の方で、**不適正な行為の疑いがある事を見聞き**したら教えてください
- 情報提供は、**最寄りの農政事務所地域拠点**や**農業再生協議会**まで

取組計画申請は、期限までに提出してください！

- 飼料用米等の「取組計画書」等の申請書類は、必ず6月末日までに農政事務所地域拠点に提出してください
- 提出期限を過ぎた場合は、水田活用の直接支払交付金の対象となりません
- 「取組計画書」には「需要者との販売契約書」や「誓約書」等の添付書類が必要となります
- 詳しくは最寄りの農政事務所地域拠点にお問い合わせください

情報提供及び問合せ先

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ● 北海道農政事務所 (011-330-8807) | ● 函館地域拠点 (0138-38-9007) |
| ● 旭川地域拠点 (0166-30-9303) | ● 釧路地域拠点 (0154-99-9047) |
| ● 帯広地域拠点 (0155-24-2402) | ● 北見地域拠点 (0157-23-4172) |